

## 第2期香川県健やか子ども支援計画の変更（素案）について

### 提出されたご意見とそれに対する県の考え方

問い合わせ先

子ども政策課 少子化対策グループ

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

電話:087-832-3287/FAX:087-806-0207

E-mail:kosodate@pref.kagawa.lg.jp

令和5年9月21日から令和5年10月20日までの1カ月間、第2期香川県健やか子ども支援計画の変更（素案）について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、2人から10件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございました。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方とあわせて以下に示します。

〈ご意見の提出者数〉

個人 2件

合計 2件

〈提出されたご意見の数〉

ネット・ゲームに関すること 9件

子育て拠点の充実に関すること 1件

合計 10件

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
ネット・ゲームに関すること	
素案73ページの「課題」において、「ゲームやインターネットの過剰な利用は、自分の欲求をコントロールできなくなる依存症につながることや、睡眠障害、ひきこもりといった二次的な問題まで引き起こすことなどが指摘されており・・・」とあるが、医学的コンセンサスを得ていない偏った学説に基づいている自覚はあるか。	世界保健機関（WHO）においては、ゲーム障害に関し精神疾患の一つに位置付けたICD-11について、令和元年5月の第72回WHO世界保健総会（WHA）で採択の後、昨年1月に発効に至ったと承知しています。
素案74ページの「施策の方向性」において、「子どもの心身の発達に悪影響を及ぼす可能性のあるネット・ゲーム依存について、依存状態に陥ることを未然に防ぐための正しい知識の普及啓発や・・・」とあるが、ここでいう「正しい知識」というのは何を指	依存状態に陥ることを未然に防ぐために、乳幼児期の保護者に対し、リーフレット配布などを通じて啓発を行っていますが、「正しい知識」とは、ネット・ゲーム依存につながるような過度な使用とならないようにするための知識です。

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>しているのか明確にすべき。</p> <p>各学会において異論のある内容にも関わらず、一方的に偏った施策をするべきではない。</p> <p>香川県高松市には大島があるが、その歴史の教訓を元に、医学的エビデンスに基づかない施策がどういった結果をもたらすかについて慎重になるべきである。</p> <p>香川県のこの施策は特定の勢力の一方的な学説のみを採用しており、医学的、科学的正しさが認められない。</p>	
<p>素案 75 ページの「1 社会全体で子どもを育む機運の醸成」のうち、「(2)子育て支援に関する情報の提供」において、「インターネット等を活用した広報・・・」とあるが、ネットを危険なものとして扱うのであれば、インターネットによる広報は取りやめたらどうか。</p> <p>香川県のインターネット依存に対する施策により、香川県出身者が県外において「デジタル技術に理解のない者」として扱われることを懸念する。</p>	<p>あくまでもスマートフォン等の過度の使用に対して警鐘を鳴らすものであり、インターネット等を危険なものとして扱ってはおりません。</p> <p>今後もインターネット等を活用した広報は積極的に行っていきたいと考えています。</p>
<p>素案 100 ページの「13 ネット・ゲーム依存対策の推進」のうち、「(1)未然防止のための正しい知識の普及啓発」において、「子どもの心身の発達に悪影響を及ぼす可能性のあるネット・ゲーム依存については・・・」とあるが、「ネット・ゲーム依存が子どもの心身の発達に悪影響を及ぼす可能性のある」のか、「何らかの原因により子どもの心身の発達に悪影響が生じているので、結果としてネット・ゲーム依存が生じる」のかについて、どちらなのか科学的、医学的なエビデンス（根拠）は存在するのか。</p> <p>この判断を誤れば問題解決について誤った対策を行うことになり、子ども達を無駄な対策に追いやり、後に人権侵害として問題となることが懸念される。</p>	<p>世界保健機関（WHO）においては、ゲーム障害に関し精神疾患の一つに位置付けた ICD-11 について、令和元年5月の第72回 WHO 世界保健総会（WHA）で採択の後、昨年1月に発効に至ったと承知しています。</p>
<p>素案 100 ページの「13 ネット・ゲーム依存対策の推進」のうち、「(1)未然防止のための正しい知識の普及啓発」において、「講演会や出前講座を開催するとともに、家庭でのルールづくりなどの啓発活動に取り組み、社会全体でのネット・ゲーム依存に対</p>	<p>講演会の講師は、知識や経験を基に、テーマに沿った講話をしていただける方を選定しております。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>する危機意識の向上を図ります。」とあるが、講演会の講師はどのような方針のもとに決定されるのか。</p> <p>専門家の間でも賛否両論ある中、特定の機関や特定の人物に講師の選定が偏向するのをどのように防ぐのか。</p>	
<p>素案 100 ページの「13 ネット・ゲーム依存対策の推進」のうち、「(2)相談体制の整備」において、「ネット・ゲーム依存に関する相談に適切に対応するため、教員等を対象に、ネット・ゲーム依存に関する正しい知識を周知し、子どもたちを支援する体制の充実を図ります。」とあるが、これは厚生労働省からの指示なのか、それとも文部科学省からの指示なのか。</p> <p>どのような教材を使用し、どのような講師を招聘するのは誰がどのように決定するのか。</p> <p>一条校であるならば、文部科学省の指針から逸脱する教育は慎むべきである。</p>	<p>子どものネット・ゲーム依存の未然防止や早期発見、早期対応のためには、正しい知識の普及啓発は重要であると考えており、県教育委員会では、ネット・ゲーム依存に関する基礎知識や、児童生徒への対応事例等を盛り込んだ教員等向けのマニュアルを作成、配布するとともに、ネット・ゲーム依存の予防等に関する研修会への教員等の派遣などを継続して行っています。</p>
<p>素案 100 ページの「13 ネット・ゲーム依存対策の推進」のうち、「(3)適切な医療提供体制の充実」において、「ネット・ゲーム依存を治療できる医療提供体制の整備を促進するとともに、適切な医療を提供できる人材の養成を図ります。」とあるが、まるで“ネット・ゲーム依存”が病気であるかのような記述であるが、厚生労働省はゲーム依存を病気だと認めておらず、診療報酬に関わる保険点数が独立して設定されていない。</p> <p>また、ICD-11 の原文にも統計分類の定義としては記載があるものの、病気として定義している記述はなく、DSM(アメリカ精神医学会)でも証拠が不十分として公式な障害としては認定されていない。</p> <p>現況下において、香川県としては民間療法のような風説に左右されることなく、“ネット・ゲーム依存”を病気として扱っているのか、嗜癖として扱っているのかを明確にすべきである。</p>	<p>世界保健機関 (WHO) においては、ゲーム障害に関し精神疾患の一つに位置付けた ICD-11 について、令和元年 5 月の第 72 回 WHO 世界保健総会 (WHA) で採択の後、昨年 1 月に発効に至ったと承知しています。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>素案 100 ページの「13 ネット・ゲーム依存対策の推進」のうち、「(3)適切な医療提供体制の充実」において、「ネット・ゲーム依存を治療できる医療提供体制の整備を促進するとともに、適切な医療を提供できる人材の養成を図ります。」とあるが、特定の医療機関の意向に施策が左右されていないか。</p>	<p>現在、人材の養成などにより、より多くの医療機関でネット・ゲーム依存を適切に治療できるよう、医療提供体制の整備を促進しているところです。</p>
<p>香川県の施策は精神医療に関わる専門家の全体の合意を得ているのか。</p>	<p>県では、令和2年度に、ネット・ゲーム依存症の対応方法をマニュアル化した「香川県ネット・ゲーム依存回復プログラム」を作成していますが、その作成に当たり、精神科医や小児科医を含めた有識者で構成するワーキンググループにおいて、内容の検討を行ったところです。</p>
<p>子育て拠点の充実に関すること</p>	
<p>第2子に係る育児休業を取得している女性社員について、当初の取得予定期間（1年間）を繰り上げて復帰してほしい旨を打診したところ、本人から「復帰はしたいが、育児休業を途中で切り上げて復職すると、保育園に通っている第1子が退園になってしまう。」と聞いた。</p> <p>企業側と社員側に合意があり、復職した方が本人は満額の手当てがもらえ、企業は業務への支障が軽減されるのに、第1子が退園になっては困るため、復帰できない仕組みになっている。</p> <p>素案 73 ページの「課題」において、「県内企業の育児休業制度の女性の利用率は9割を超えているものの、男性の利用率は1割を下回っており、出産・育児を理由に離職を余儀なくされる女性は依然として多い状況です。」とある。上記事案は、育児休業を取得した女性の復職にかかる問題の要因になっている。</p> <p>育児のために休業する権利は満たされても、本人の社会復帰の選択肢を奪っており、この障壁を取り払うために、計画にも「本人の希望があれば滞りなく育休から復帰することを後押しする仕組みづくり」を計画に含めていただきたい。</p>	<p>一般的に育児休業を当初予定から切り上げて復職する場合、保育を必要とする事由を「就労」に変更して、保育園を退園せずに継続利用することは可能となっているため、手続きについては、お住まいの市町にお問合せください。</p> <p>また、各論のⅡ「子育て拠点の充実」において、市町などの関係機関と連携しながら、地域における教育・保育の提供体制の確保を支援することとしており、子育て家庭のニーズを踏まえた、教育・保育の充実に取り組んでまいります。</p>